

手話言語法とろう教育（3）
～ 「手話」から「手話言語」の時代へ ～

久松 三二

1. はじめに

本稿の執筆中に、ひつじ書房様から「手話を言語というなら」という本をいただきました。勝手ながらこの紙面を借りて感謝の意を表したいと思います。ありがとうございます。

「手話を言語というのなら」という本が伝えたいのは、『手話は言語であると言っている人たちは、言語を理解していない。全国で展開している手話言語条例で述べている手話は「日本語対応手話」であり「日本手話」ではない。』ということに尽きると思います。内容は手話言語学に裏付けされた「手話論」を展開しているのですが、私はこの本のお蔭で執筆者たちの言語（日本語）観について、失礼を顧みずに言わせてもらえれば、従来の「医学モデル」の枠組みの中で語っているのだと理解しました。それを端的に表現しているのは、「手話には日本手話と日本語対応手話がある」という言い方です。これは日本語という音声言語優位の考え方に他ならないと思います。

一方、「日本語対応手話」ではなく「手指日本語¹」という言い方をする人がいます。この言い方をする人は、先ほどの「手話」を二分しない、より進んだ言語観による言葉の使い方だと思いますが、『日本語には「音声日本語」と「手指日本語」とがある』と日本語を二分する言い方に結びつきやすく、言語の仕組みを説明するのに上手く整理ができません。日本語は音声言語です。この日本語を表出する手段が「音声」であり、そして書き言葉としての「文字（墨字）」があります。これら日本語の「音声」または「文字（墨字）」にアクセスできない人が、「文字」「点字」「空文字」「指文字」「指点字」「手話」「触手話」等を、自らの身体的特性に基づいて選択するのです。例えば、日本語を習得していて「音声」にアクセスできない難聴者や中途失聴者は書き言葉の「文字」に頼ります。手話がややできる人であれば、自ら習得している日本語の語順にそって手話を読み取ったり表現したりします。日本語の「手話」を習得している中途失聴者が失明した場合は日本語の「触手話」をコミュニケーションの手段として選択する可能性があります。言語を表出する手段の多様性を考えれば、「手指日本語」という言い方よりは「日本語の手話」と言ったほうがより明快で理解しやすいのではないかと思います²。

障害者権利条約は共生社会を求める「社会モデル」を採用し、これに対峙する考え方は「医学モデル」と呼ばれているものです。私は「医学モデル」ではなく「障害モデル」という言い方が一番適していると思ったのですが、ここではあえて言及しません。「手話を言語とい

¹ 「手指日本語」を使用している人でも、実際は「手指日本語（日本語対応手話）」のように記述している人が多いので、この用語の使い方について深い意味があるとは思えません。（参考「日本手話で学ぶ手話言語学（松岡和美著）」）

² 手話言語法と情報・コミュニケーション法については添付図を参照ください。

うのなら」という本の執筆者たちは「医学モデル」の中で論じていると先に書きましたが、執筆者たちは「医学モデル」を意識しているわけではなく、むしろ少数言語の権利保障を強く主張しており、言語への意識が非常に高いと思います。「社会モデル」を唱えている私たちも無意識に「医学モデル」の考えに染まっていることがあります。その例が「聴者」や「健聴者」という言葉です。「健聴者」は「健常者」をもじった言葉です。「健聴者」から「健」をとって「聴者」にしたことについて、聞こえることに価値を置くことに批判したのは理解できます。しかし、それでも聞こえる人の意味で「聴者」を使うのは間違いです。その理由は前号に書きましたが、もともと「聴」という言葉は「聞こえる」の意味で使う言葉ではなく、「心して人の話を聞く」という意味なのです。聞こえる人でも聞こえない人でも使える言葉です。あえて「聴」を「聞こえる」の意味にしたのはやや勇み足です。「社会モデル」の考えにたつのであれば、聞こえの状態を事実即して客観的に表す「聞こえる」「聞こえない」「聞こえにくい」という表現が必要です。行政も「健常者」「健聴者」「聴者」という言葉は使っていませんからまだ良いのですが、聞こえない人を意味する「聴覚障害者」は法律の中で使っていますから、当面はなくなることはないと思います。もう少し分かりやすく言うと、「私は聴覚障害者です。」という言い方は「医学モデル」の考え方です。「社会モデル」の考え方にたつのであれば、「私は、今の社会の中では聴覚障害者と呼ばれている立場です。」という言い方になります。しかし実際はそういう言い方をする人はあまりいないし、そういう言い方はおかしいよと言われかねません。私は「医学モデル」と「社会モデル」の違いを説明するときは、先ほどの言い方をしてその違いを理解してもらうようにしています³。繰り返しますが、「医学モデル」の社会の中では、少数者である障害者に対して多数者が多くのレッテルを貼り、マイナスのイメージを植え付けます。昨年、重い障害を負った者が多数殺された「相模原事件」がそうです。生きる価値がないとみなされることが多々あるのです。

残念に思ったことがあります。障害者基本法の改正の中で「障害の定義」について審議がありました。当時の内閣府の中に設けられた障がい者制度改革推進委員会での委員の大方の意見は「機能障害」を盛り込むことでした。私はこれに反対して「機能が働かない（機能しない）、または働きにくい状態（機能しにくい）」という言い方をすべきだと主張しましたが、この意見は通りませんでした。「障害のある人、障害のない人」という言い方は私は本文でも随所で使いますが、本来は「心身の機能が働く人、働かない人、働きにくい人」という言い方がより客観的で事実即した言い方になります。残念ながら今の時代はまだそこまで求めていないのです。時間がかかると思いました。

「医学モデル」の典型的な例は「日本語」だと思います。これは「言語とは価値の体系である」という考えを表した言語学者のフェルナン・ド・ソシュールや、「国語という思想」を著したイ・ヨンスクから学んだ結果です。ソシュールは言語の優劣を論じた伝統的な言語

³ 「医学モデル」と「社会モデル」については、『ろう教育の明日 2016年1月第73号「手話言語法とろう教育（2）」を参照ください。

学を批判し、近代言語学を確立した人です。言語を恣意的に区分けするのではなく、表層的な現象の事実を一つ一つ科学的な視点で記述することの必要性を説いたのです。イ・ヨンスクは単一民族の国家観によって形成された日本語を歴史的な視点で述べました。私たちは日本語を疑うこともなく無意識に学び使っているのです。言語は時代と共に変わる、時代と共に意識も変わる、しかし、通常はそれを意識することがない、無意識に使うというところに言語の特性があるのです。誤解しないでいただきたいのは、今までの日本語が、障害者を排除してきた長い歴史の中で、障害者に対する差別や偏見を蓄積してきたのであって、障害者を排除しない、共に生きる、共に生活することが当然だと日本人の誰もが意識するようになれば日本語も「社会モデル」の考えに即した言葉に変わってくるようになります。そうなれば「医学モデル」の典型的な例は「日本語」だとの言い方はなくなるのではないかと思います。

手話言語も同じです。私たちろう者は長いこと、社会から排除された「ろう社会」の中にいました。そこで使う手話は、身体的特徴をもった表現がかなりありました。ろう学校という狭い「ろう社会」の中でも人間関係の優劣をつくることもあり、この優劣によって手話の表現が決まることがあります。私の子供の時に在籍していた聾学校の中でも「びっこ」という意味の手話がありました。足の不自由な人には「びっこ」というあだ名の手話をつけていました。私の場合は「出っ歯」という意味の手話が私の名前になりました。最初は嫌な気分でしたが、ろう学校という狭い社会の中では、一度レッテルを貼られると剥がすのは容易ではありません。友だちも最初は私をからかうつもりで使ったのだらうと思いますが、何度も使っているうちに、からかう意識もなくなりその手話が当たり前になってくるようになります。狭いろう社会の中で育んだ手話言語と違って、日本語は途方もなく大きく複雑に入り組んだ言語の世界です。日本語にも差別的な言葉はたくさんあります。それを使っていた人々は差別する気持ちもなく普通に使っていたと思いますが、人権意識が高まると時代は「差別語」として片付けようとしめます。そして「差別語」を見たことがない若い人が増えていき、「差別語」は歴史的資料の中でしか見られなくなります。私は強烈な差別体験を持っているから、ソーシャルの「言語とは価値の体系である」という考えを実感できるのですが、「つんぼ」という言葉を知らない最近の若いろう者はソーシャルの考えを理解することが難しいのではないかと思います。

日本と違って欧米の言語意識が高いのは、多様な文化、多様な言語環境に囲まれたことが大きいと思います。高い言語意識は自ら使う言語が磨かれていきます。つまりマイノリティ（少数者）への人権的配慮が行き届いた言語環境を整備していくのです。

2. 「手話」と「手話言語」について

2016年10月下旬、ベルギー・ブリュッセルにある欧州議会を訪問しました。欧州議会議員のアダム・ユーシャ氏の招待を受けたものです。ついでに欧州ろう連合事務所も訪問しました。視察の報告は全日本ろうあ連盟（以下、ろうあ連盟）のホームページに掲載してあり

ますのでご参照ください⁴。

この欧州議会等訪問で、私自身が長い間、疑問に思っていることの答えを見つけないという思いがありました。それは「sign (サイン)」と「sign language (SL: サイン・ランゲージ)」との関係でした。私はこの「sign (サイン)」と「sign language (SL: サイン・ランゲージ)」とを欧州各国のろう者たちは明確に分けて使用していることを確認しました。そして、「sign language (SL: サイン・ランゲージ)」を日本では「手話」と訳してきたことが誤りであったことを確信しました。「sign language (SL: サイン・ランゲージ)」は、国内では今まで「手話」と翻訳されてきました。障害者権利条約でも「手話」と翻訳しています。正しくは「手話言語」と翻訳すべきであったと思います。また「Japanese Sign Language (JSL: ジャパニーズ・サイン・ランゲージ)」は「日本手話」と訳していましたが、「日本手話言語」としなけりばならなかつたと思います。

一方、国内で広く使われている「国際手話」という日本語があります。この言葉は英語に翻訳すると、「International Sign (インターナショナル・サイン)」であり、「language (ランゲージ)」がつかないのです。先述した欧州議会では、24 か国の音声言語通訳と 31 の手話言語通訳を配置しましたが、「国際手話」通訳の配置はありませんでした⁵。欧州議会はあえて「国際手話通訳」を置かなかつたのです。欧州各国の言語や手話言語、言語通訳の事情等の歴史的な背景を考慮しないと、国際手話が「言語」の位置に達しなかつたのか、また国際手話通訳を配置しなかつたのかを理解することができないのかもしれない。

上述したように、英語の世界では、「sign (サイン)」と「sign language (SL: サイン・ランゲージ)」は明確に区分されていますが、日本語の世界では「手話」の使い方や「手話」への見方はあいまいです。その理由は、「手話」を表層的な現象としてしかみていないからです。そして表層的な現象をどうみるかは、その人の言語観に左右されます。例えば、昭和40年代から50年代にかけて「伝統的手話・中間型手話・同時法的手話」がろう教育の世界で流行り言葉のように多く使用されてきましたが、これは音声言語(日本語)優位の思想を基準とした「手話」の区分です。今日多く使われている「日本語対応手話」も同様です。最近、「日本手話」「日本語対応手話」「混成手話(中間手話)⁶」のような言い方をするのも、

⁴ <http://www.jfd.or.jp/2017/01/04/pid15992>

⁵ 実際は、日本から来た視察団のために「国際手話通訳」の配置がありました。日本の視察団がなければ「国際手話通訳」の配置はなかつたと思います。

⁶ 「日本手話で学ぶ手話言語学(松岡和美著)」によれば、米国では「混成手話」は「ピジン手指英語(Pidgin Signed English)」と呼ばれているとのことですが、元々「ピジン」は、音声言語と他の音声言語との接触、または多数派の音声言語と少数派の音声言語との接触で生じる現象の意味で使われていて、音声言語と手話言語との接触とで生じる現象について、音声言語同士で接触する現象(ここでのピジンは音声言語である、そして多数派の音声言語の変形という意味での説明が多い)と同列に論じることができるのか疑問があります。「混成手話(中間手話)」と呼ばれるものは、音声言語なのか、手話言語なのか、それとも独立した言語なのか、その場で消えていく言語なのか等々の説明が十分でないように思います。そもそも音声言語同士の接触と違って、手話言語と音声言語との接触は、聴覚機能による表出と視覚機能による表出とを組み合わせるところに、その表層的な現象

「手話」を表層的な現象としてみているからです。よく「手話には日本手話と日本語対応手話がある」との記述を見ますが、この記述で使う「手話」とはどのようなものであるのかの説明はほとんどありません。

全日本ろうあ連盟が示した日本手話言語法案では「手話」の定義では、日本語とは異なる独自の言語体系を有すると述べています。現在、国内の70を超える手話言語条例で唯一「日本手話」という用語を用いているのは、埼玉県にある「朝霞市日本手話言語条例」だけです。他の地域の条例と相違するのは、「手話」と「日本手話」の用語だけであり、どちらも定義は同じです。「朝霞市日本手話言語条例」で救いだったのは、「日本語対応手話」という言葉を使わなかったことです。「日本手話」の「手話」と「日本語対応手話」の「手話」とは違うのかを説明することができないからです。「日本語対応手話」を使わないのであれば、手話言語法案の「手話」と「朝霞市日本手話言語条例」の「日本手話」とは日本語の表現の違いはあれ、基本的に中身は同じです。欧米と同じような言語観を持っているのであれば、「日本手話言語」というべきであったと思います。そういう意味で朝霞市の条例の名称は適切であったと思いますが、せめて条文に「日本手話」ではなく「日本手話言語」を使ってほしいと思いました。私たちが作成した「日本手話言語法案」での「日本手話言語」を「手話」と略したのはその当時の状況ではやむを得なかったのですが、私の中に葛藤がありました。

3. 「言語」とは何か？

「言語」とは意思等を伝え合うための表層的な現象と文法等の深層的な現象とをあわせもった体系です。音声言語を例にとると、表層的な現象とは発声機能を使って音声を出し、聴覚機能を使って音声を聴き取るという様相であり、深層的な現象とは音声を発したり聴き取ったりしたものを文法的に解析して理解する仕組みであり、この様相と仕組みが統合したものが「言語」になります。手話言語も同様であり、手や指、腕、顔の表情等の動作機能を駆使して意思を伝え、視覚機能を使ってそれを受けとる様相が表層的な現象であり、それを文法的に理解する仕組みが深層的な現象となります。この表層的な現象が「手話」であり、音声言語の音声と同じ位置づけになり、言語としての体系の中に組み込まれていくために、英語の「**sign language** (サイン・ランゲージ)」と同じように「手話言語」の使用を定着していく必要があります。このように「手話」と「手話言語」を使い分けることによって、あらゆる現象を論理的かつ科学的に説明することが可能になります。

例えば、言語学には「音声言語学」という言葉（日本語）はありませんが、「音声学」があります。「手話」の世界でも、「手話言語学」の体系の中に「音声学」と同じように「手話

をどの視点で記述することなのか、これがなかなか難しく、大きな壁となっているのだらうと思います。音声言語同士であれば接触言語、あるいは中間言語という言い方はあるかもしれませんが、少なくとも「混成手話（中間手話）」という言い方は適切でないように思います。繰り返しますが、独立した手話言語と音声言語が接触した現象を両方の言語の視点で客観的に記述することが科学的な姿勢であると思います。手話言語と音声言語を視覚的に表出する手段とを同列に論じることは誤りだと思います。

学」という学問があってよいと思います。「音声言語」と「手話言語」とが対等な関係であるという認識を持てば、言語学には、「音声言語学」と「手話言語学」があり、「音声学」と「手話学」があるとの説明が自然にできるものと思います⁷。

4. 広がる「手話言語」

国内で 55 番目⁸に成立した愛知県の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（公布日：平成 28 年 10 月 28 日）」では、条文の中に「手話言語」を採り入れています。それまでの条例の条文の中で用いているのは「手話」のみでした。愛知県では、「手話言語」が全国的に定着してきたことを感じ取り、「手話」ではなく「手話言語」の使用を強く主張したと聞きます。全日本ろうあ連盟が、「手話言語法」制定の運動を展開した時は、まだ「手話言語」を用いることに抵抗が少なからずありました。当初、「手話言語法制定」研究会を立ち上げたときは「手話法」または「手話基本法」の名称の話が出ましたが、「手話」は「言語」であるとの意識を普遍的なものにするためには、「手話言語法」にすべきとの意見が勝り、その後「手話言語」に対する抵抗はかなり減り、誰でもが「手話言語」を当たり前用いるようになりました。「手話言語」は言語学のレベルで使われている状況でしたが、今では一般の人も使うようになりました。これは手話を言語として認知する運動の大きな成果と言えます。

今、全日本ろうあ連盟では、「手話言語」の言葉の普及に伴い、「日本手話言語法案」の見直しに着手しています。この法案の理念は「手話を獲得する、手話を学ぶ、手話で学ぶ、手話を使う、手話を守る」ですが、今後、「手話言語を獲得する、手話言語を学ぶ、手話言語で学ぶ、手話言語を使う、手話言語を守る」という表現にすることを検討しています。

5. 韓国の「手話言語法」は言語革命！

韓国の「手話言語法」は 2015 年 12 月に成立しました。韓国の手話言語法の日本語訳を最後に添付しますので参照ください。2016 年 11 月上旬に全日本ろうあ連盟は、韓国に視察団を送りました。視察団の報告で新たなことがわかりました。韓国では日本と同じように「手話」を用いていましたが、制定された「韓国手話言語法」では「手語」を用いています。当初、「手話」を中国語と同じように「手語」に変えたのかと思いましたが、「手話言語」の略称として「手語」を使ったのだとわかりました。つまり韓国の「手語」は日本の「手話」ではなく「手話言語」の意味です。おそらく韓国の行政は欧米の言語学や手話言語に関する法制度を徹底的に調べて、「手話」ではなく「手話言語」を採り入れ、その略称として「手語」を使ったのだと理解しました。「手語」は「**sign language**（サイン・ランゲージ）」なのです。「韓国手話言語法」の制定に伴い、その他の法律で用いられている「手話」はすべ

⁷ 詳しくは『ろう教育の明日 2016 年 1 月第 73 号「手話言語法とろう教育（2）」を参照ください。

⁸ 全日本ろうあ連盟手話言語条例マップ (<http://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>) を参照。

て「手話」になりました。例えば、「手話通訳」は「手話通訳」に置き換えたのです。日本でいえば「手話通訳」は「手話言語通訳」となるのです。韓国は言語意識の点で日本をリードしました。しかし、韓国のろう者は日本と同じように「手話」という言葉に慣れていて、法律によっていきなり「手話」の使用を迫られかなり戸惑いを感じたとの話を聞きました。実感としてろう者の思いはその通りだと思います。韓国の行政が海外の文献や実態をよく調べて、韓国内での手話言語意識の醸成を図ったのだとしたら「言語革命」的な出来事です。

韓国では「手話」から「手話言語」にし、さらに「手話」にしましたが、これからの日本ではどのような言葉を用いたらよいのか検討が必要です。私自身は「手話語」にしたいと考えていますが、まだ組織内での議論が煮詰まっている状況ではありません。「手話語」を適切と考える理由は「音声語」との対比で用いたいということと、日本語の「手話」と「手語」とでは、どちらも漢字が似通っているので見誤りやすいということがあります。また日本では「手真似(てまね)」から「手話」に変え、その普及を長年図ってきたことにより、「手話」という言葉になじみが強いということもあります。中国や韓国と同じように「手語」とする意見もあると思いますが、日本では「手話」という言葉になじみが強いので「手話語」の定着を図ることが望ましいと思います。日本の手話言語は「日本手話語」、米国の手話言語は「アメリカ手話語」、フランスの手話言語は「フランス手話語」のようにすることが、多様な文化、多様な言語を理解するためにも必要と考えます⁹。さらに「手話通訳」は「手話言語通訳」か「手話語通訳」にすることを検討してよいと思います。

5. 最後に

「手話を言語というのなら」という本には、手話言語法案や全国各地で広がる手話言語条例で示している「手話」は「日本語対応手話」であるので、これに批判する「日本手話」話者が多い、また「日本手話」が危機言語になるとの記述があります。これには反論しなければなりません。

全日本ろうあ連盟は今年で創立 70 周年を迎えます。長い間、理不尽な差別や人権侵害とたたかってきました。そして「手話(手話言語)」を命がけで守り、全国のろう者が団結して、障害のある人を排除する社会から、障害のある人、ない人が共に暮らすことのできる、多様な生き方、多様な考え方ができる社会に変えていく努力をしてきたのです。さらにろう者の演劇や美術などの芸術活動の幅を広げていき、ろう者文化や手話言語文化(包括的な意味で「ろう文化¹⁰)」の拡充に努めてきました。ろう者のスポーツ、すなわちデフ・スポーツ

⁹ 『ろう教育の明日 2016 年 1 月第 73 号「手話言語法とろう教育(2)」』を参照ください。世界各国の現地語では、「sign language (サイン・ランゲージ)」のように二語で表記することがほとんどであり、「言語」の意味の言葉を表記しないのは日本だけではないかと思えます。

¹⁰ 外務省は当初、「deaf culture (デフ・カルチャー)」を「聴覚障害者文化」と訳していましたが、この訳に全日本ろうあ連盟等の障害のある当事者団体は反対しました。最終的に外務省は「ろう文化」を日本語訳として採択しました。

も同様です。ろう者の社会参加が進み、ろう者自身も多様な生き方、多様な考え方を持つようになってきました。今やかつての閉ざされた「ろう者社会」ではないのです。弁護士や医者のように難関な試験を突破してきたろう者も増えてきました。中にはろうあ連盟を批判し独自の運動や行動をとる人もいます。このような状況はろう者の社会参加が広がってきたことの証であると私たちは受け止めています。

「手話が言語としていうのなら」という本は、「手話言語法制定を求める意見書」が全国1788の自治体議会での採択が100%達成していることを「快挙」とみなさない、そして多くの県や市町で制定された手話言語条例を称えようとしません。むしろ「日本語対应手話」が広がり「日本手話」が「危機言語」として排除される状況になると嘆いています。その最大の理由は、地域議会で採択された意見書や各地で広がる「手話言語条例」に「日本手話」を明記しないからです。「手話」だけでは、例えばろう学校では「日本語対应手話」を使う、つまり日本語の単語を手話に置き換えただけでコミュニケーションをとる聞こえる教員が増え、ますますろう学校に通う子供たちは授業が理解できなくなると危惧しています。さらに意見書採択や地域での条例制定をリードし運動を推進してきたろう者たちに対しても容赦がなく、言語としての手話についての理解が非常にお粗末な状況にあると断言しています。悲しくなってきました。

全日本ろうあ連盟は、47の都道府県協会が加盟しており、さらに県協会の下に市町レベルの協会を構成しております。この協会の役員が中心になって、意見書採択を議会に働きかけ、手話言語条例の制定に携わりました。協会役員のはほとんどはろう学校の中で集団生活を長く経験しており、巧みな手話言語を操ります。彼らは「手話が言語と言うのなら」という本のいうところの「日本手話」話者であり、彼らにしてみれば「日本手話」話者が反対していると言われても実感がないと思います。全日本ろうあ連盟の運動に関わるろう者のリーダーたちは、「手話（手話言語）」を守り続け、差別とたたかい、社会を変えていった、ろう者であることに強い誇りを持っています。強い誇りと自覚を持ったろう者たちが、自らの言葉（手話言語）で、周りにいる聞こえる人たちに働きかけ、動かして自分が住んでいる地域で手話言語条例を一生懸命つくっていったのです。これが多くの行政や議会を動かしました。運動が自らを強くし、伝える力があつたからです。本当に言語への理解が足りなかったら、以上のような大きな動きをつくることができたのでしょうか？そして行政や議会に携わる人たちの共感を得ることができるのでしょうか？政治力学が働いた結果とか、社会的に必要とされる内容にならないと簡単に決めつけていいのでしょうか？これこそ浅はかな見識ではないかと思います。条例を制定することがいかに難しいか、条例制定に携わった人であれば、この苦労は理解できるものと思います。聞こえる人でも簡単にできるものではないのです。しかし、条例制定で地域社会を動かした強い誇りと自覚を持ったろう者たちは、『「日本手話」話者』を排除する気持ちはなく寛容なのです。日本語の言葉の使い方がどうであれ、互いに通じ合っているのですから、「日本語対应手話」に対して「日本手話」が危機的な言語であるとの実感がないのです。今よりも厳しい医学モデルの社会の中で「手話言語（手話）」

を守り続けてきた実績があるからです。むしろ危機感を抱いているとしたら、減少傾向にあるろう学校の子供たちのことです。人口減少が続く地方の県のろう学校では、一クラスに一人か二人という状況は珍しくなく、集団生活が保障される環境でなければ生きた「手話言語（手話）」が身に付きません。まずは集団生活の教育環境確保が最優先です。この状況への危機意識を私たちは強く持っています。だからこそろう学校での集団教育の重要性を訴える手話言語法と手話言語条例は必要なのです。

それから「日本手話」以外を「日本語対応手話」と決めるような姿勢は改める必要があります。問題なのは聞こえる人が「手話言語」を習得しようと学習するのですが、なかなかろう者が日常使うような手話表現ができない、何度学習しても習得できない状況は多々あります。このように習得できない状況でコミュニケーションをとろうと日本語的な表現にならざるを得ないことがあります。この状態で日常的になれば「日本語対応手話」を揶揄されることがあるかもしれませんが、これは私に言わせれば、「手話言語（手話）」の習得を辞めただけであって、言語の観点でいえば下手な「手話言語（手話）」だと言えばよいのではないかと思います。英語の世界では、上手な英語、下手な英語、英語が不得手だとかのような上手、下手のレベルでの言い回しがありますが、手話言語の世界では、手話を区分しレベルを貼る傾向があります。手話を言語として認識できない、手話言語に比して音声言語が勝ってしまうというようなことがあるからだと思いますが、問題なのは「手話言語（手話）」を習得し続ける、向上心が保てるような環境の整備ができていないことだと思います。

手話言語条例で記述する「手話」を、「日本手話」なのか「日本語対応手話」なのかあいまいな状態にすることを理由に「日本語対応手話」と決め、また「日本手話」でなければ「日本語対応手話」であると決めつけることは、科学と事実に基づく知見に反することになります。30年40年まえであれば、日本語の語順に従い「手話（手話言語）」を教えてきたことは事実であり、また聞こえる人に合わせながら、聞こえる人が読み取れるように話さなければならぬことは多々ありました。そしてそれは苦痛であったと思います。私もそういう経験をしました。むしろ昔のろう者たちは「手話言語（手話）」を習う聞こえる人たちを大事にしていたという感じはありました。手話言語通訳者（手話通訳者）が圧倒的に少なかった時代でもありました。しかし、かつてはそうだったかもしれませんが、今はその反省や経験を重ねて、ろう者が日常的に使う「手話（手話言語）」をろう者の視点で教えるようになってきていることは誰もが否定することのできない事実です。地域格差はあるものの教授技術は格段に進んでいます。またろう者の社会参加が拡大するにつれて手話言語通訳者（手話通訳者）が追い付かない状況が生じてきています。言語通訳や合理的配慮への理解の低さが手話言語通訳者の拡充を阻んでいることも事実です。これらの課題を解決するためには、手話言語法や手話言語条例の制定をすすめることが必要であることを確信しています。

添付書類

(1) 韓国手話言語法

(2) 手話言語法と情報・コミュニケーション法の図表